

44. マレーシア (M Y)

国名	国別整理番号	名 称	使用言語	発行状況	所 蔵 範 囲			整理区分
					発行年次	番 号	主な欠号	
44 マ レ ー シ ア (M Y)	1	Patent Specification 特許明細書	英 語 マレー語		1984のみ マイクロ	1 ~ 403		番 号 順

概 要	備 考
<p>書誌的事項、発明の名称、明細書、クレーム及び図面</p>	<p>1. 英国特許の日から3年以内に出願。マレーシア全土の権利を取得するためには、それぞれの地域（マラヤ、サバ、サラワク）に出願しなければならない。</p> <p>2. 1983年新特許法が制定されたが、施行は延期されている。新法では直接マレーシアに出願して、特許を受けることができる。</p> <p>3. 出願人の資格 英国特許権者のみ</p> <p>4. 当館では、マイクロフィッシュで受け入れている。 以上旧法（～1986年9月30日まで）</p> <p>1. 特許・実用 1986年10月1日新法施行（マレーシア統一法）</p> <p>1) 種類 発明特許 実用新案</p> <p>2) 期間 特許付与の日から15年 （旧法は、英国特許の存続期間か、出願の日から20年） 登録日から5年。（5年毎に2回延長可）最長登録日から15年。</p> <p>3) 審査 出願日から6ヶ月以内予備審査請求 " 18ヶ月 " 実体 " 特許付与前の公開・公告はない 異議なし（無効請求可能） 明細書は印刷されない 特許・実用間の変更は出来ない</p> <p>4) 実施 付与日から3年以内</p> <p>2. 商標 1994年2月1日新法施行</p> <p>1) 種類 1. 一般商標 2. 連続 " 3. 防護 " 4. 証明標 5. サービスマーク制度の導入 商品及び役務に関する国際分類の採用 国際分類34分類あり</p> <p>2) 期間 出願から10年。（更新期間は10年）</p> <p>3) 審査 公告・異議（公告の日から2ヶ月）</p> <p>4) 実施 3年以上継続使用</p> <p>3. 意匠 独立の意匠法はない。 英国で登録されたものが自動的にマレーシアに及ぶ。</p>